

この通知は、進学後の手続きに必要な重要なものです。紛失しないよう大切に保管してください。

令和7年度大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】

ご自身の登録番号を
「通学形態変更届（様式35）」に記入すること

令和6年10月15日

登録番号	99999901-100-00999		
学 年 等	3 年	10 組	
	出席番号	A000001	
氏 名	学校用 見本 (ガツウヨウ ミホ)		

* 99999901

交付書類コード＝ F

※ コードにより交付される書類が異なります。
封筒の裏面にてご確認ください。

- ・必ず 決定通知【提出用】の**コピー**を提出してください
 - ・**給付奨学金**の候補者の方のみ対象です
 - ・決定通知【提出用】の原本は、入学後、指定された日に必要事項記入のうえ、学校へ提出してください
- ※日時等の詳細は「オリエンテーション期間特設サイト」（3月中旬予定公開）にてご確認ください

本学生支援機構

1. 申込内容及び選考結果

申 込 内 容	給付奨学金	貸与奨学金	入学時特別増額貸与奨学金
	希望する	併用貸与・第一種奨学金・第二種奨学金の審査を希望する	希望する

選 考 結 果		給付奨学金(※4)	貸与奨学金		
		候補者決定 支援区分：第Ⅰ区分	ア～ウのうち、「候補者決定」と記載のものを1つだけ選択できます		
			ア：併用貸与(※1)	イ：第一種奨学金	ウ：第二種奨学金
要件確認※2	国籍・在留資格等	○	○	○	○
	家計に関する基準	○	○	○	○
	学業成績・学修意欲に関する基準	○	○	○	○
	高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	○	○	○	○
	マイナンバー関係書類の提出	○	○	○	○
	その他必要書類の提出(※3)	○	○	○	○

- ※1 併用貸与とは、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることを表します。
- ※2 「○」は各要件・資格等に該当、「×」は非該当（必要書類の不備未解消や未提出等の理由による判定不可を含む。）、「―」は申込時に希望していないため未判定であることを表します。
- ※3 「その他必要書類の提出」の「その他必要書類」とは、「奨学金確認書」、マイナンバーを提出できない場合の「課税（所得）証明書」等収入等に関する証明書類等又は国籍・在留資格に関する証明書類（該当者のみ）等です。
- ※4 給付奨学金の選考結果欄に【多子世帯○】の表示がある場合、第Ⅱ・第Ⅲ区分の給付奨学生採用候補者又は給付奨学金不採用者のいずれにおいても、令和7年度から実施する多子世帯としての支援を受けられる可能性があります。詳細は「給付奨学生採用候補者のしおり」22ページ、又は「貸与奨学生採用候補者のしおり」31ページをご参照ください。

2. 採用候補者となった奨学金の内容について

		給付奨学金(注1)	第一種奨学金(無利子)(注5)	第二種奨学金(有利子)	入学時特別増額貸与奨学金(有利子)
利用条件(注2)(注3)		支援区分：第Ⅰ区分◆ 社会的養護を必要とする人	併用貸与の利用可 最高月額利用：可 猶予年限特例：対象		日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：不要
申込時の 選択内容 (注4)	貸与額	*****	最高月額	月額120,000円	一時金500,000円
	返還方式	*****	所得連動返還方式	定額返還方式	定額返還方式
	保証制度(注6)	*****	機関保証	人的保証	人的保証
	利率の算定方法	*****	*****	利率見直し方式	利率見直し方式

- 注1 給付奨学金は、国・地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校（確認大学等）に進学しなければ採用されません。さらに、利用条件に「（私立理工農）」と記載のある人は、確認大学等のうち私立かつ理工農系の分野として国・地方公共団体から確認を受けた学科等に進学しなければ採用されません。給付奨学金の月額額は「利用条件」欄に記載の「支援区分」、進学先の学校の学校種別、設置者（国公私）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まります。なお、支援区分は、家計の状況により毎年度10月に見直されます。
- 注2 給付奨学金の支援区分に「◆」印がある人で生活保護世帯の自宅から通学する場合、又は、社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する場合の給付奨学金の月額額は、月額表「給付奨学生採用候補者のしおり」参照）に記載の（ ）内の金額になります。
- 注3 給付奨学金の支援区分が第Ⅳ区分の人のうち、「（多子世帯）」と記載のある人は多子世帯として支援を受けることができます。また、「（私立理工農）」と記載のある人は、私立学校の理工農系の学科に進学した場合に理工農系として支援を受けることができます。
- 注4 貸与奨学金に係る「申込時の選択内容」に記載の内容は、「進学届」の提出時に改めて選択し直すことができます（「進学届」の提出により内容が確定し、その後は変更できない等の制限が発生することがあります）。
- 注5 第一種奨学金の貸与月額額は、進学先の学校の学校種別、設置者（国公私）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まる金額（「貸与奨学生採用候補者のしおり」参照）の中から「進学届」にて選択します。ただし、第一種奨学金の「利用条件」欄に「最高月額利用：不可」と印字されている場合、「最高月額」は利用できません（「最高月額以外の月額」からの選択となります）。また、給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。
- 注6 海外大学進学者は「機関保証制度」「人的保証制度」への両方の加入が必要です。

（注意事項）

- ① 本通知に同封されている「給付奨学生採用候補者のしおり」又は「貸与奨学生採用候補者のしおり」を必ず読んでください。
- ② 国内大学等進学者は、裏面に記入のうえ、進学後すみやかに進学先学校に提出し、期限内に手続きをしてください。
- ③ 海外大学進学者は「貸与奨学生採用候補者のしおり」33ページに従って手続きを行ってください。



#5999999

【(国内大学等進学者用) 進学後記入欄】

※海外大学進学者は記入不要です。

学籍番号					
学部・学科					
(フリガナ)					
氏名					
進学後の 連絡先 (本人)	住所	〒			
	電話番号	— —		携帯 電話 番号	— —

1. 奨学金振込口座について (全員次の口にチェック)

☐ 採用候補者本人名義の普通預金（通常貯金）口座を金融機関に設けました。

2. 給付奨学金について (給付奨学金の採用候補者となっている人は、いずれか1つの口にチェック)

- ☐ 進学届にて「自宅通学」を選択します（入学月より自宅通学となるため）。
- ☐ 進学届にて「自宅外通学」を選択します（入学月より自宅外通学となるため）。
ついては、進学先の学校へ入学月において自宅外通学であることの証明書類を提出します。

3. 貸与奨学金について

(1) 入学時特別増額貸与奨学金

(入学時特別増額貸与奨学金の利用条件について、「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：必要」と印字がある人は、次のどちらかの口にチェック)

- ☐ 入学時特別増額貸与奨学金を利用します。
ついては、本紙に次の2点の書類を添えて提出します。
① 「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」（本通知に同封の様式）
② 融資できないことが記載された日本政策金融公庫からの通知文のコピー
(圧着はがきの場合は、申込者氏名が印字されている宛名面のコピーも提出します。)
- ☐ インターネットで提出する進学届の提出時に、入学時特別増額貸与奨学金を辞退します（必要書類が調えられなかった場合を含む）。

(2) 保証制度 (「人的保証」を選択している奨学金がある人は、次のどちらかの口にチェック)

- ☐ 連帯保証人及び保証人を依頼する予定の方が日本学生支援機構の定める条件に合致することを確認し、連帯保証人及び保証人を依頼する予定の方から保証を引き受ける旨の承諾を得ました。
- ☐ 進学届の提出時に、保証制度を人的保証から機関保証に変更します（条件を満たす人に承諾を得られなかった場合を含む）。